

## 連邦税の Coronavirus に対応する形での申告提出期限と支払い猶予に関する報告

2020年3月13日、米国大統領が Coronavirus disease 2019 に対する the Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act の下において Emergency Declaration を行いました。それに反応する形で内国歳入庁（IRS）は Notice 2020-17 を発表し 2020年4月15日までの納付期日が来る申告書に対してのみ 2020年7月15日までの納付猶予を認めることになりました。これは連結ベースで納付猶予額が \$ 10,000,000 を超えない法人、または \$ 1,000,000 を超えない個人は 2020年7月15日までに納付すれば未納付延滞税、利子税や申告延滞税が免除されるというものとなっております。ただ、この時点ではまだ申告書の提出期限延期発表されておりませんでした。

2020年3月21日になり IRS は Notice 2020-18 を発表し 4月15日提出期限の申告書に対して延長を7月15日までに自動的に行うとの報告を行いました。この延長は自動延長でありその為の延長申請の提出の必要はなく、該当する納税者は会計年度が暦年である個人そして法人が対象ということになります。また、2020-17 と異なりこの自動延長適用の為の適用団体の金額制限等はありません。

ご留意いただきたい点はこれらは暦年での申告期限について適用されており、暦年をその会計年度としない団体・企業への適用に関しましては言及されておりません。これらにつきましては今後別途 IRS から通知があるかもしれません。

IRS からこの自動延長に関する Q & A がでておりますので、下記ウェブサイトをご参照いただきますようお願いいたします。

<https://www.irs.gov/newsroom/filing-and-payment-deadlines-questions-and-answers>

## 州税の対応

この連邦の対応に準拠する形で、または州独特のルールにより 2020年4月15日提出期限の延長を決めた多くの州が続々と発表を行っております。しかしながら、この IRS からのレターが発表された現時点ではすべて州がこの提出期限の延長を発表しているわけではありませんし、また対応もまちまちとなっております。例えば州売上税・使用税や事業用資産税等の申告書提出延期や納付猶予に限定している州もございますので州毎の対応につきましては弊事務所貴社担当にご相談をいただきますようお願いいたします。

上述しましたように州毎の対応が異なりますので、ご参考として下記 The American Institute of Certified Public Accountants (AICPA)のウェブサイトをご参照ください。当該ウェブサイトにおいて日々変わっている州の対応についてご確認ができることと思います。

<https://www.aicpa.org/content/dam/aicpa/advocacy/tax/downloadabledocuments/coronavirus-state-filing-relief.pdf>